

十一日の火災、皆同月同日に焼失せしも不思議といふべし。又六ヶ度の焼亡の内、元祿三年は三月十七日、寛永八年は四月十四日にて、冬季は安政二年十一月十六日のみ也。此の火災は自火にて、百姓町誓念寺といふ御堂坊主の付け火なり。此の時誰人か作りけん金澤ないもの盡とて、人々のもてはやせる戯作文如左。

やれ／＼ない／＼、東の末寺はすつばりない。笠骨ばかりで阿彌陀がない。御位牌やかかれて勿体ない。あまたの佛の行衛がない。今度の火本は青木でない、弓矢の吉田は別條ない。溝口やしきは門がない。ことしのお佛事任やうがない。小便しようにも田子桶がない。やけた輪棒で音がなない。末寺と町家と仕切がない。星店しようにも假屋がない。再建しようにも材木ない。其の上お金の出してがない。ばどか、死んでもいことこない。お約束とも思はれない。水原は馬まで焼けてない。鳥渡出るにも肩衣がない。尤兼房の羽織がない。前の内藏さまおあぶない。天狗の落馬はめつたにない。こはつて籠にもはいらぬ。隻臺ばかりで辛領がたい。四五日立つても正氣がない。世間に對して面目

ない。番太郎夜廻りあてがない。火消は人夫が揃はない。末寺の焼跡灰がない。此の末當分建つ事ない。うそは一つも書いてない。火元の進物例がない。貰うた所に返報がない。京都の使僧は用がない。泣いても笑うてもいふ事ない。鳥渡した火は一篇のお念佛

みな約束とおもふお末寺

寄合の火鉢の花が落ちちりて

同行酒の呑あらし鴨

○別院撞鐘來歴

國事雜誌に云ふ。金澤東末寺の鐘は、元來京都誓願寺に有之、和泉式部の寄進せし鐘なり。往昔誓願寺火災す。其頃住職は西國へ被罷越留守中なるが、佛器佛具より右の鐘迄も焼きたりけり。依つて右鐘も焼金類と一集に賣却せり、折節加賀國の町人在京し、右の鐘を鑄物師に爲見、修繕方を相談せしに、成程焼疵などもあれども、宜しく成るべしとの事なるゆゑ、買求め修覆を加へ、金澤へ引寄せ、東末寺へ寄進なしたり。然る後誓願寺の住職西國より歸り、右賣却せし鐘の事を聞きて、手分けをなし尋ねけるに、

利益妙譽逆修

尾崎藤衛門尉

繁田左近將監

石寺入道宗阿

□□善僧衆

誓願寺鐘檀那

丹後國竹野郡

嶋庄森左近大

夫廣安梵□

天文十四年巳

三月廿六日

□□妙春照巖宗□

右銘文は鑄出しなり。此の外法名共多く彫付けあり。後追々彫刻せしもの也。さて此の銘文にて見れば、誓願寺の鐘なる事はいちじるしといへども、天文十四年に鑄たりし鐘にて、泉式部の時代より遙に後世の鐘なる事知られけり。世人しきぶの鐘と呼び來りしゆゑ、泉式部が事をば附會せし事いちじるし。

加州へ買ひ往きたる由相知れ、色々手入を以て引合ひに及ぶといへども返さず。金澤にて東末寺へ既に寄附せし事も相知れるに依りて、則ち東本願寺へ掛合に及び、此の鐘は和泉式部の本寺へ寄附の品なれば、外寺に有りてはさのみ重寶共不成、何卒誓願寺へ被返やうに頼入旨申遣したり。然る處誓願寺に親鸞上人自筆の畫像有之、此の像を本願寺へ取返し度しとの事にて、誓願寺への返答に、鐘の事成程此方に於てさのみ重寶にも無之、其の許に有之親鸞の眞像は此方にて重寶に候間返し可給。左候は鐘は返し候様に可致と申遣しける處、右の像は誓願寺にて、參詣人多く金銀集りけるゆゑ惜しみて返さざるにより、鐘も其のまゝ末寺の什物に成りたりと云傳へたり。とあり。今按ずるに、右別院の鐘は如何なる由縁にて名付けけん。昔より式部の鐘と呼び來れり。故に和泉式部の寄附などといへるならんか。度々の火災に罹るといへども異變なく、于今存在す。其の銘文に、

宗易逆修佛界又逆修

乃至法界平等